

あきる野市地域保健福祉計画

令和 7 年度～令和 11 年度

計画骨子案

令和 ○ 年 ○ 月

あ き る 野 市

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定における背景と目的

「あきる野市地域保健福祉計画」は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和 26 年法律 45 号）第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

平成 12 年 3 月に初めて策定した「あきる野市地域保健福祉計画」は、社会情勢の変化などを踏まえながら 5 年ごとに改定を行い、地域福祉の推進に努めてきました。

介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの制度や分野ごとの「縦割り」では解決が困難な課題に対応するために、令和 2 年 3 月に策定した「あきる野市地域保健福祉計画」では、福祉分野別計画の上位計画として、それぞれの関連計画の道標となる横断的な構成としておりました。

近年、我が国では少子高齢化が進行するとともに、家族形態も多様化しており、地域住民間のつながりも希薄化する傾向にあります。暮らしの中での生活課題も、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮など多岐にわたっており、複雑化・複合化する課題を抱える個人や世帯も増加しています。

このような状況や課題を踏まえ、これまでの枠や「支え手」「受け手」といった関係を超え、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら生活することができる地域を構築する、地域共生社会の実現が求められています。

今回の新しい「あきる野市地域保健福祉計画」では、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や多様化する課題にも対応しながら、地域生活課題を解決するため、社会福祉法の第 107 条に基づき、ゆるやかにつながる環境の構築や包括的に受け止める体制づくりの施策を定めております。また、各分野別計画における施策を推進していくための理念となる計画としています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会のことです。



※参考：厚生労働省 地域共生社会のポータル

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法の第 107 条では、市町村には、地域福祉の推進に関する事項として次の 5 事項を一体的に定める計画として、地域福祉計画を策定することが求められており、これらを盛り込むことが「市町村地域福祉計画」であるための条件となります。計画の策定においては、法改正の趣旨を理解し、具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加えて計画を策定する必要があります。

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 計画の位置付け

「あきる野市地域保健福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「第2次あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

本計画では、成年後見制度利用促進法（平成28年法律29号）第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画及び、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）第8条第1項に規定する市町村再犯防止推進計画を包含して策定します。

なお、既に策定している分野別計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされていることから、本計画に盛り込むべき事項が記載されているあきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」、あきる野市自殺対策推進計画、あきる野市子ども・子育て支援総合計画については、「あきる野市地域保健福祉計画」の一部とみなし、本計画の理念をもって推進していくこととします。

第2次あきる野市総合計画

あきる野市地域保健福祉計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止の推進に関する計画)

あきる野市障がい者福祉計画
(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)
あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
あきる野市自殺対策推進計画
あきる野市子ども・子育て支援総合計画

連携

あきる野市地域福祉活動計画
(あきる野市社会福祉協議会)

あきる野市地域防災計画

あきる野市都市計画マスタープラン

各種関連計画との役割分担・
相互連携・補完・補強を推進

あきる野市男女共同参画計画
「あきる野男女共同参画プラン」

あきる野市教育基本計画
あきる野市特別支援教育推進計画
あきる野市生涯学習推進計画
「あきる野学びプラン」

その他の関連計画

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

最終年に当たる令和11年度には、社会情勢や計画の進捗状況、関連計画との整合性を踏まえた改定作業を行い、令和12年度を初年とする新たな計画を策定します。

なお、社会情勢の変化等に応じ、必要な見直しを行っていくものとします。

	R 2 /2020	R 3 /2021	R 4 /2022	R 5 /2023	R 6 /2024	R 7 /2025	R 8 /2026	R 9 /2027	R10 /2028	R11 /2029	...	
あきる野市総合計画	第1次		第2次あきる野市総合計画								...	
あきる野市 地域保健福祉計画	地域保健福祉計画				地域保健福祉計画							...
あきる野市障がい者福祉計画 (障がい者計画・障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画)	障がい者 福祉計画	障がい者福祉計画			障がい者福祉計画							...
あきる野市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期			第10期				...
あきる野市健康増進計画 「めざせ健康あきる野21」	第2次											...
あきる野市自殺対策推進計画	自殺対策推進計画				自殺対策推進計画							...
あきる野市子ども・子育て支援 総合計画	子ども・子育て支援総合計画				子ども・子育て支援総合計画							...
あきる野市地域福祉活動計画 (あきる野市社会福祉協議会)	第4期	第5期				第6期					...	

5 S D G sについて

S D G s（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられました。令和 12 年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、令和 2 年からの 10 年を S D G s 達成に向けた『行動の 10 年』とされています。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	5. ジェンダー平等を表現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。	【S D G s 17 の目標（ゴール）（国際目標）】 ※参考：外務省	

本計画においては、特に以下に掲げる S D G s の 10 の目標に関連しています。



第 2 章

あきる野市の

地域福祉を取り巻く現状

市の人口、世帯等のデータ、
アンケート調査結果の概要を掲載予定

第 3 章

基本理念と基本目標

1 基本理念

前計画では、自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進することで、全ての市民が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし、いきいきと活動できることを目指し、「笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念とし、様々な取組を行ってまいりました。

前計画策定以後も、社会福祉法をはじめとした福祉関連法の改正や、さまざまな福祉課題の表出、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

このような変化から地域福祉推進に向けては、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが重要となっています。

本計画ではそのような地域福祉を推進していく上での考え方を踏まえるとともに、「第2次あきる野市総合計画」の基本理念4「お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう」の考え方を基に、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念とします。

基本理念

みんなが支え合い、育ち合うまち

2 基本目標

本計画では、基本理念である「みんなが支え合い、育ち合うまち」の実現に向けて、2つの基本目標を設定します。

（１）ゆるやかにつながるまちをめざそう

身近で困っている人や災害時の助け合いなど、地域での福祉課題を「我が事」として認識し、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが重要となっています。

このような意識づくりのために、意識の向上を図り、地域全体に福祉のこころを育む取り組みを進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援を促進します。

また、多世代交流の機会を創出することや、誰でも集まることのできる居場所づくりなどを通して、すべての人が日頃から気軽に挨拶をし、声をかけあい、互いに助けあうことができるような、人と人、人と地域がゆるやかにつながるまちを目指し、地域共生社会の実現につなげます。

（２）誰ひとり取り残さないまちをめざそう

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた、幅広い、切れ目のない相談支援体制の充実が重要となっています。

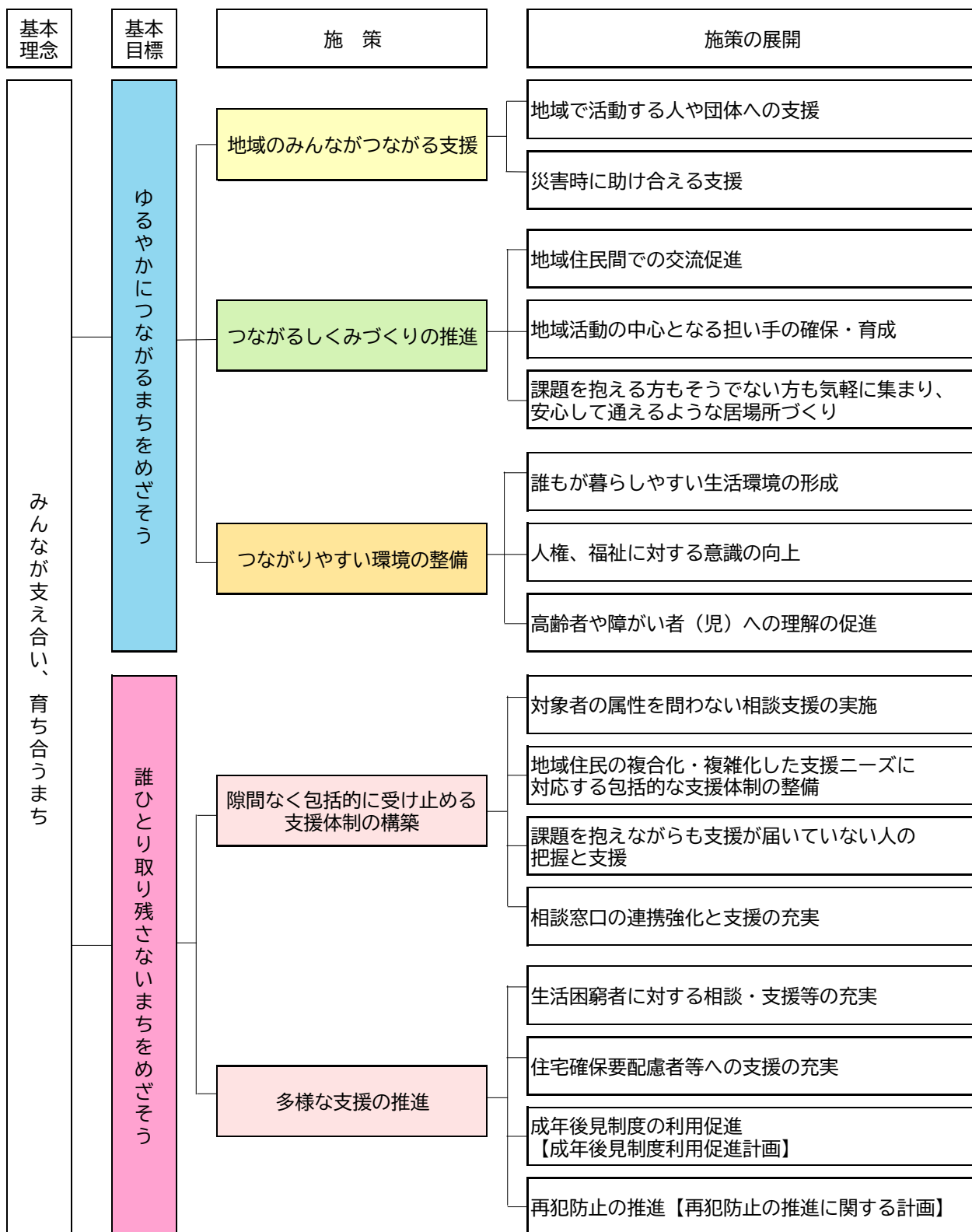
さらに、複雑化・複合化している地域での福祉課題に対応するために、各種相談機関の連携強化が求められるほか、積極的に地域へ出向いたり訪問をしたりすることで悩みや課題を抱える人を把握し、必要な支援へとつなげる活動も求められています。

このような課題に対し、包括的な相談・支援体制を構築し、各種関係機関が重層的に支援を行うことで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを推進します。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進についても取り組むことで、すべての人が支え合いながら安心して生活できる地域を目指します。

3 計画の体系



第 4 章

施策の展開

第4章の構成イメージ

- ・ 基本目標 1 □ ゆるやかにつながるまちをめざそう
- ・ 1 □ 地域みんながつながる支援

現状と課題

文章記載予定 ●

施策ごとにアンケート調査などから見える現状と課題を記載します。

←

施策の方向性

文章記載予定 ●

現状と課題を踏まえ施策の方向性を記載します。

施策の展開

(1) 地域で活動する人や団体への支援

文章記載予定

各施策の展開について、目指すべき方向性などについて簡潔にまとめます。

市民のみんなができること

地域福祉を推進していくために市民自身が福祉課題を「我がこと」としてとらえてもらえるよう、市民に取り組んでもらいたいことや持っていただきたい意識について記載します。

各課で取り組んでいる事業

行政（市）が実施する施策について、特に重要となる主な事業を記載します。

各団体のコラムや事例など

ボランティア団体での取組や事例等を紹介します。

基本目標 1 ゆるやかにつながるまちをめざそう

1 地域みんながつながる支援

現状と課題

施策の方向性

施策の展開

- (1) 地域で活動する人や団体への支援
- (2) 災害時に助け合える地域づくり

2 つながるしくみづくりの推進

現状と課題

施策の方向性

施策の展開

- (1) 地域住民間の交流促進
- (2) 地域活動の中心となる担い手の確保・育成
- (3) 課題を抱える方もそうでない方も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり

3 つながりやすい環境の整備

現状と課題

施策の方向性

施策の展開

- (1) 誰もが暮らしやすい生活環境の形成
- (2) 人権、福祉に対する意識の向上
- (3) 高齢者や障がい者（児）等への理解の促進

基本目標２ 誰ひとり取り残さないまちづくり

１ 隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築

現状と課題

施策の方向性

施策の展開

- （１）対象者の属性を問わない相談支援の実施
- （２）地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備
- （３）課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援
- （４）相談窓口の連携強化と支援の充実

２ 多様な支援の推進

現状と課題

施策の方向性

施策の展開

- （１）生活困窮者に対する相談・支援等の充実
- （２）住宅確保要配慮者等への支援の充実

（３）成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

平成 28 年（2016 年）５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成 29 年（2017 年）３月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第 14 条第 1 項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」は、以下の施策に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。

○権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ア 相談支援機能の強化 イ 権利擁護支援チームの支援
- ウ 中核機関のコーディネート機能の強化

○担い手の確保・育成等の推進

- ア 法人後見の実施 イ 市民後見人の養成 ウ 後見人等の支援

○市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

コラムや説明等を要検討

（４）再犯防止の推進【再犯防止の推進に関する計画】

平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行されました。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

国は平成 29 年（2017 年）12 月に再犯防止推進計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、推進法第 8 条第 1 項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

本市における「再犯防止の推進に関する計画」は、以下の施策に取り組むことで地域福祉の充実を図ります。

○就労・住居の確保

○保健医療・福祉サービスの利用の促進及び適切な相談支援

○非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施

○民間協力者の活動の促進

○再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

第5章

計画の推進に向けて

骨子案での作成はここまでを想定